

「すぐに購入できる物件」の売払い手続きの流れ

畜産研究部(田)

①購入申込の受付
【受付期間】
令和6年7月16日(火)から
令和6年11月29日(金)まで



②申込書審査及び契約予定者決定



③契約
【契約予定者決定通知書を受けた日から7日以内に契約書等提出】



④農地法の許可
【契約締結後、すみやかに許可申請を行う】
指定期日(契約締結日から6月後の日が属する月の末日)までに受ける必要がある(例:契約締結日が令和6年10月1日の場合、指定期日は令和7年4月30日)。不許可等の場合は契約解除となる。



⑤売買代金の支払い
【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】



⑥所有権の移転登記

① 購入申込み

(ア) 提出書類

- ・ 「県有財産購入申込書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 共同購入の場合は「代表者選任届」
- ・ 法人の場合は役員等一覧

(イ) 提出先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部県有財産経営室

電話: 097-506-2972 メール: a11150@pref.oita.lg.jp

(ウ) 持参又は郵送(書留等の配達記録が残る方法)、メールで提出してください。ただし、メールで提出の場合は、到着確認を電話で必ず行うこと。

② 申込書審査及び契約予定者決定

(ア) 受付した購入申込書は、申込資格審査の後、契約予定者を決定し、文書により通知します。なお、資格審査の際は県警本部に照会します。

(イ) 同日に複数の購入申込書を受付したときは、後日くじ引きにより契約予定者を決定します。

③ 契約

(ア) 県有財産売買契約書の提出

- ・ 契約予定者決定通知書を受けた日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。

(イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)

- ・ 契約書提出の際に納めていただきます。県が発行する納入通知書により、指定された納入期限までに納入してください。
- ・ 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

④ 農地法の許可

- ・ 契約締結後、すみやかに農業委員会へ許可申請してください。

- ・ 許可申請を行ったとき及び許可の可否の決定があったときは、速やかに事実が確認できる書類を提出してください。

⑤ 売買代金の支払い

(ア) 売買代金の支払い

- ・ 契約保証金を充当した差額を請求します。

(イ) 納期限

- ・ 指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

⑥ 所有権の移転登記

(ア) 登記手続き

- ・ 手続きは県が行います。

(イ) 手続きに必要な費用

- ・ 登録免許税等の費用は購入者の負担となります。